

○洞爺湖町広報紙広告掲載要綱

平成18年11月10日

訓令第95号

改正 平成25年4月9日訓令第20号

(目的)

第1条 この要綱は、洞爺湖町が発行する広報紙「広報とうやこ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告内容の基準)

第2条 広報紙に掲載できる広告については、洞爺湖町の広報紙という性格を十分考慮し、公共性の高いものや町民生活に有益となるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人並びに団体の意見広告
- (5) 児童及び青少年の健全育成を侵害するおそれがあるもの
- (6) その他、広報紙に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(平25訓令20・一部改正)

(掲載対象者)

第3条 広報紙に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）は、原則、北海道内に本店、支店及び営業所がある法人若しくは個人事業主に限る。

(平25訓令20・全改)

(仕様及び広告掲載料)

第4条 広告の仕様及び広告掲載料は、次のとおりとする。ただし、これによらない場合については、広告を掲載しようとするものと協議の上、決定するものとする。

る。

種類	広告スペース	掲載回数	掲載料
広報「とうやこ」 (1色刷り)	①縦4.8cm×横8.6cm (指定ページ1段の2分の1)	1回	4,000円
	②縦4.8cm×横17.5cm (指定ページ1段)	1回	8,000円
	③縦10.1cm×横17.5cm (指定ページ2段)	1回	16,000円
	④縦15.5cm×横17.5cm (指定ページ3段)	1回	24,000円
	⑤縦26.1cm×横17.5cm (指定ページ5段)	1回	40,000円

(平25訓令20・一部改正)

(広告掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、広報紙発行の目的を妨げない位置とする。

(平25訓令20・一部改正)

(広告掲載者の募集・申込み)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙及び洞爺湖町ホームページ上で行う。

2 広告主は、掲載を希望する月の前月5日までに、広告掲載申込書(別記様式)と掲載しようとする広告の原稿(紙又は電子データ)を添えて、広報所管課に提出するものとする。

(平25訓令20・一部改正)

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、広報紙発行日前の指定する日までに、町長が発行する納入通知書によって、広告掲載料を一括納入するものとする。

(平25訓令20・旧第9条繰上・一部改正)

(広告掲載の取消し、中止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消し又は中止することができる。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載申込みをしたとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当したとき。

(平25訓令20・旧第10条繰上)

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、洞爺湖町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は還付することができる。

(平25訓令20・旧第11条繰上)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

(平25訓令20・旧第12条繰上)

附 則

この訓令は、平成18年11月10日から施行する。

附 則 (平成25年4月9日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。